

令和3年2月17日

青森県教育委員会第865回定例会

期 日 令和3年2月17日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 新型コロナウイルス感染症クラスター発生を踏まえた県立学校の感染防止対策について …………… 1

3 議 案

- 議案第1号 青森県教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員の人事について …………… (非公開の会議)
○議案第2号 市町村立学校職員の人事について …………… (非公開の会議)
○議案第3号 県立学校職員の人事について …………… (非公開の会議)

4 その他

- 青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会(第3回)概要について …………… 5

5 閉 会

報告第1号

新型コロナウイルス感染症クラスター発生を踏まえた 県立学校の感染防止対策について

1 概要

県立高等学校において新型コロナウイルス感染症クラスターとなった事案の感染状況、感染防止対策の取組状況等について検証を行い、教育活動実施上の留意事項として取りまとめた。

2 本事案の感染状況及び感染防止対策の取組状況についての検証

(1) 本事案の概要

令和2年12月、県立高等学校において新型コロナウイルス感染症クラスターが発生し、当該校の生徒及び教職員48名が感染したほか、このクラスターに関連して、他校の生徒を含む13名の感染が判明した。

(2) 感染状況

本事案では、球技大会や終業式の後の一定の期間に無症状の者を含めて感染者数が増加しているほか、複数の学級や部活動にまたがって感染者が広く発生している。

このことから、球技大会や終業式等の行事、学級における活動、部活動のほか、学校外での私的な活動が感染拡大の要因だったと考えられる。

(3) 生徒へのアンケート調査の実施

当該校における感染防止対策の取組状況を検証するため、冬季休業期間終了後、全校生徒を対象に、次のとおりアンケート調査を実施した。

- ① 感染リスクが高い活動場面について、「登校時」「授業中」「体育」「音楽」「昼食」「休み時間」「昼休み」「清掃」「部活動」「下校時」「学校外での活動」「その他」（12項目）の選択肢から回答してもらった。

その結果、「昼食」「部活動」「体育」「昼休み」等の学校内の活動のほか、「学校外での活動」と回答した生徒が多かった。

- ② 学校の感染防止対策の取組状況について（「しっかりできていた」「まあまあできていた」「あまりできていなかった」「できていなかった」（4項目）の選択肢から回答してもらった。

その結果、主な活動場面における対策のうち、「あまりできていなかった」又は「できていなかった」と回答した生徒が多いなど、対応が不十分だと考えられるものは以下のとおりである。

ア 健康観察については、「いつもと体調が異なっている場合でも登校を控えていなかった」と回答した生徒がいた。

- イ 昼食については、「身体的距離の確保」や「会話をするときのマスクの着用」が不十分である。
- ウ 部活動については、「練習場所の換気」や「活動前後の手洗い等」が不十分である。
- エ 体育については、「体育館の換気」や「屋外の活動時の身体的距離の確保」が不十分である。
- オ 休み時間については、「換気」や「身体的距離の確保」が不十分である。
- カ 学校外での活動については、「友人と遊ぶときなどの身体的距離の確保」が不十分である。

(4) 感染状況及び生徒アンケートを踏まえた当該校の感染防止対策

当該校では、(2)の感染状況及び(3)の生徒アンケートの結果を踏まえ、感染防止対策について、次のとおり見直しを行った。

- ① 健康観察については、登校前の家庭での体温測定で37℃以上あった生徒には出校を控えさせることとし、朝のSHRにおいて体温測定の実施について確認し、未実施の生徒については教室等で体温測定を行い、37℃以上あった場合は早退させたほか、登校後に体調不良を訴えた生徒についても早退させてきた。
見直し後は、学校での健康観察を徹底するために朝のSHRの時間を5分延長し、これらの取組に加えて、休業日分も含めて記載した健康観察票を担任に提出させることとしたほか、担任が生徒一人一人の体調を丁寧に口頭で確認するなどしている。
- ② 昼食については、昼食を摂る席等を制限しておらず、教室等の巡回も行っていなかった。見直し後は、昼食時の感染防止対策を徹底するために自席で、スクール形式により昼食を摂ることとし、生徒指導部及び学年の教員が巡回して指導している。
- ③ 部活動については、練習中のマスクの着用、ボール等の用具の消毒及び練習後の手指消毒が不十分だった。見直し後は、部活動中、可能な限りマスクを着用することとし、部活動後の用具の消毒についても指導している。また、練習終了後には、生徒一人一人が手指消毒したことを確認してから下校させている。
- ④ 体育の授業では、体育館の換気は授業終了後に行い、手指消毒剤は体育館の中に置いていた。見直し後は、これらの取組に加え、授業の途中の換気も徹底したほか、手指消毒剤を体育館の入口にも置き、手指消毒及び用具の消毒について指導している。
- ⑤ 休み時間については、特に寒冷期になってからの換気が不十分だったほか、身体的距離の確保等についての指導も十分ではなかった。見直し後は、授業担当者が授業終了後に換気を指示している。なお、身体的距離の確保については、生徒自身の意識が高まっている。
- ⑥ 球技大会については、運動競技の際にはマスクの着用を指示していなかった。また、勝利チームが密集する場面が見られたが、口頭で注意するに止めるなど、不十分な対応だった。今後は、開催について慎重に検討し、開催する場合は感染防止対策の徹底を図ることとしている。

- ⑦ 集会について、2学期終業式では、全員マスクを着用していたが、生徒が例年とほぼ同じ間隔で整列し、校歌を斉唱した。換気については、開始前に窓を開けて実施したが、式の間には行わなかった。見直しの結果、3学期始業式については、密を避けるため体育館に集合せず、放送で式辞等を行った。

3 教育活動実施上の留意事項

本事案の感染状況や感染防止対策の見直しの状況等を踏まえ、今後、県立学校において教育活動を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意し、感染防止対策に取り組むものとする。

(1) 健康観察の徹底

10代の感染者は、軽症で、のどの痛みや違和感、鼻のつまり、だるさ、味覚・嗅覚の異常を主訴とすることが多いことから、保護者の協力の下、健康観察を適切に行い、軽微なものも含めて体調が平時と異なる場合には出席停止とするよう徹底すること。また、教職員についても、体調が平時と異なる場合には出勤困難休暇等を取得し、出勤しないよう徹底すること。

(2) 昼食時等における飛沫感染防止対策の徹底

昼食時や休み時間にマスクを外して会話することで飛沫が飛びリスクがあることから、マスクの着用を徹底するとともに、授業間の休み時間の飲食はなるべく避けること、また、昼食をとる場合、対面での飲食は避け、摂食後は、速やかにマスクを着用するよう徹底すること。

なお、児童生徒が安心して学習できる環境を整備するという観点から、机用のパーテーションの活用も検討すること。

(3) 体育館や休み時間等における換気の徹底

体育館や教室等については、常時換気を基本とし、難しい場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にして換気を行うこと。また、休み時間には、窓を全開にし、換気を行うこと。特に、冬季間においては、校内で活動する部活動が多くなることから、活動場所・更衣室等の密集しやすい場面での換気を十分に行うこと。

なお、換気の日安としてCO₂モニター等の活用が推奨されているので、活用を検討すること。

(4) 活動の場面が切り替わる際の手洗い等の励行

部活動の前後など、活動の場面が切り替わるときには、必ずマスクを着用するとともに、アルコール消毒だけでなく、こまめに石けんによる手洗いを行うこと。

(5) 身体的距離の確保

さまざまな活動場面において、身体的距離の確保が十分ではないことがあったと考えられることから、マスク着用時であっても密接を避け、できるだけ身体的距離を確保するとともに、大声を出さないことを徹底すること。

(6) 卒業式の対応（終業式、入学式等にも準用）

- ① 卒業式の座席について身体的距離が1 m程度確保できるよう、出席者について検討すること。
- ② 式場について、換気に配慮するとともに、入口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲で感染対策を行うこと。
- ③ 卒業証書の授与を代表者のみとすることや、来賓の祝辞の絞り込みや内容の縮減など、式の時間の短縮に努めること。
- ④ 合唱は感染リスクが高い活動であることから、前後左右ともに2 mの距離を確保できない場合は行わないこととし、CD等で代用すること。また、地域の感染状況によっても、CD等での代用を検討すること。
- ⑤ 児童生徒、保護者等の出席者に対して、次のことを周知すること。
 - ・ 発熱や風邪の症状がある場合や、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、出席を見合わせてほしいこと。
 - ・ 式場入退場の際は、石鹸による手洗い、消毒液による手指の消毒を心がけてほしいこと。
 - ・ 原則としてマスクを着用すること。
 - ・ 保護者のうち、高齢の方、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、感染・発症した際に重症化しやすいため、出席を見合わせてほしいこと。
- ⑥ 式当日の玄関付近では、密空間が生じないようにすること。また、保護者控室等の換気や、保護者同士の身体的距離について留意すること。
- ⑦ その他（祝賀会について）

祝賀会については、県教育委員会が禁止できるものではないが、国や県の方針を踏まえ、実施するかどうかをPTA等の主催者と十分に協議すること。

(7) 学校外の活動における感染症対策の徹底

学校外では、友人や知人と一緒に活動する場合も、マスクの着用、身体的距離の確保等を徹底すること、また、人が多く集まる場所で活動する必要がある場合には、できるだけ短時間で済ませること等を指導すること。

(8) その他

- ① 体育や部活動など運動の場面ではマスクを着用しないことから、手の届く距離で15分以上活動することや大声を出すことは避けること。また、呼気等が増加することから飛沫核感染防止のため、屋内では、十分な身体的距離の確保と換気を徹底すること。

なお、競技の合間やミーティングの際は速やかにマスクを着用すること。
- ② 今回の生徒アンケートでは、「自分が感染しているかもしれないという意識を持ち、他者に感染させないよう自分自身が感染症対策を徹底する必要がある」と答えた生徒が多くみられた。

このことから、差別や偏見等を防ぎ、感染症に対して正しく恐れることを徹底するためにも、折に触れ、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識を児童生徒へ伝えていくこと。

[その他]

青森県立高等学校教育改革推進計画に関する 地区意見交換会（第3回）概要について

1 開催状況

地区	月日	会場
下北	2月3日(水)	むつグランドホテル
上北	2月5日(金)	ホテルグランヒルつたや
中南	2月7日(日)	弘前パークホテル
東青	2月8日(月)	ウェディングプラザアラスカ
西北	2月9日(火)	プラザマリュウ五所川原
三八	2月9日(火)	八戸プラザホテル

2 主な意見（効果等に関するものは○、課題等に関するものは△で示す）

（1）重点校・地域校及び学校規模・配置に関する具体的な意見等

① 東青地区
【学校規模・配置等】
（意見ア）全ての学校を配置する場合
○ 中央教育審議会の答申にもあるように、普通科の特色化が求められている中において、スポーツ科学科、外国語科のノウハウは生かすべきである。一度、募集停止とした後、学びを再構築することは難しいため、両科の取組は継続してほしい。
（意見イ）東青地区の重点校を青森高校、青森東高校として配置する場合
○ 県内各地区に重点校を2校配置すべきと考える。かつて、三本木高校と三沢高校が切磋琢磨したように、同地区にライバル校があることが活性化につながる。
（意見ウ）小規模校と他の高校（浪岡高校と青森西高校）を統合して新設校を配置する場合
特になし
（その他）小規模校と他の高校（浪岡高校と青森北高校）を統合して新設校を配置する場合
○ 浪岡高校のバドミントン部の特色を踏まえ、スポーツ科学科が設置されている青森北高校との統合も考えられるのではないかな。
△ 浪岡地域からの生徒の通学を考えると、統合先は青森北高校ではなく、青森西高校とすることが妥当なのではないかな。

② 西北地区
【重点校・地域校】
・ 西北地区では、選抜性の高い大学への進学を目指す生徒は隣接地区の重点校を志望し入学する傾向にあるため、6地区全てに重点校の配置が必要なのか再検討すべきである。（意見等記入票）
・ 地域校の募集停止に係る基準については地域の実情に合わせ柔軟に対応すべき。
【学校規模・配置等】
（意見ア）全ての学校を配置する場合
○ 現在配置されている高校は全て地域に必要な高校であり、存続させてほしい。
△ 学校規模の標準を満たす4学級規模の高校からこれ以上学級数を減らさないでほしい。

③ 中南地区
【学校規模・配置等】
(意見ア) 全ての学校を配置する場合
○ 高校進学の際、生徒の選択肢が確保される。(意見等記入票)
△ 今までどおり全ての学校を配置すると、倍率の低下や競争意欲・学習意欲の鈍化が懸念される。10年後の高校生にとっての適切な学習環境のため、最良の判断が求められるのではないか。(意見等記入票)
(意見イ) 中南地区の拠点校を弘前工業高校、柏木農業高校として配置する場合
○ 柏木農業高校を拠点校として配置した上での存続を希望する。農業を目指す生徒は年々減っているが、中南地区に農業高校は必要だと思うため、考慮してほしい。
(意見ウ) 第2期実施計画で弘前南高校を3年間校舎化した上で募集停止する場合
○ 普通科の高校を減らすことで、黒石高校や、西北地区の五所川原高校を目指す生徒が増えるのではないかと。第2期実施計画期間内に2学級を減らし、第3期実施計画期間中に残りの4学級減を行い募集停止するという方法も考えられる。(意見等記入票)
△ 弘前南高校がスーパーサイエンスハイスクールに指定されていることや、弘前市内の高校に憧れを持つ生徒が多いこと等を踏まえると、募集停止は避けるべきである。
(意見エ) 第2期実施計画で学級減を行わない場合
○ 学級減を行わないメリットと比較して、学級減を行うメリットの方が少ないと思われる。第2期実施計画期間中に学級減を行わなくても問題ないのではないかと。
△ 学級減を行わないということは現状を把握していないということであり、高校生にとってのメリットを期待することはできない。(意見等記入票)
(その他)
・ 私立高校の授業料無償化による影響が見えない中で学級減の対象等を決めるのは得策ではなく、2～3年様子を見て動向を把握してから検討しても良いのではないかと。
・ 2～3年様子を見て良いのではないかとという意見もあったが、弘前市内だけが学級減しないような対応は不公平だと感じる。弘前市内の学級数が減ることにより、弘前市外の生徒が地元の高校へ進学する可能性もある。

④ 上北地区
【重点校】
・ 重点校の学校規模を維持すると、周辺の高校の閉校につながってしまう。
【学校規模・配置等】
(意見ア) 全ての学校を配置する場合
○ 公共交通機関の状況や経済的な理由で遠くの高校に通えない子どもを救うことにつながるなど、一人一人を大事にすることになる。高校の存続により、それぞれの地域と高校との連携を進めることができる。(意見等記入票)
△ 上北地区の中でも細分化した各地域の実情に配慮した学校配置を検討してほしい。
(意見イ) 普通科と専門学科を選択的に学べる総合的な高校を配置する場合
△ 学校規模が大きければ運動部等の選択肢が広がる利点が考えられるが、部活動は段階的な地域移行などの動きが見られる。また、部活動を進学のための目的としない生徒も多い。(意見等記入票)
(意見ウ) 上北地区の重点校を三本木高校、三沢高校として配置する場合
○ 上北地区に重点校を複数校配置する、あるいは、一定期間で重点校の指定を変えることにより、地区全体の活性化が図られる。(意見等記入票)
△ 重点校指定を看板に掲げなくても、三本木高校と三沢高校どちらも中学生から選ばれる高校になるために独自性のある教育活動を更に推進してほしい。高いレベルの教育内容と進学指導の充実を図っていけば生徒は自分の進路目標が叶えられると考えており、他管進学校を志望せず地元の両校を選択するであろう。(意見等記入票)

⑤ 下北地区
【学校規模・配置等】
(意見ア) 全ての学校を配置する場合
○ むつ市内に3校とバランスの取れた学校配置となっており、子どもたちが自身の将来を見据えながら、特色ある高校の中から進学先を選択することができる。 (意見等記入票)
△ 小規模校となったとしても教員数を確保できるよう国に対し働きかけてはどうか。
(意見イ) 大湊高校とむつ工業高校を統合して新設校を配置する場合
○ 下北地区において、統合は避けて通れないと考える。統合により5学級規模となることで、教員数の確保、必要な教科・科目の維持、部活動の活性化が見込まれ、子どもたちのニーズに応えられる。(意見等記入票)
△ むつ工業高校における企業とのつながりのように、これまで各高校が築き上げてきた特色や伝統が、高校を統合することで白紙になることを危惧している。
(意見ウ) 第3期実施計画において、むつ市内の3校を統合して新設校を配置する場合
○ 田名部高校が重点校としての役割を果たすという視点から、将来的にはむつ市内3校の統合も視野に入れる必要があり、チーム下北として文武両道の高校となる可能性を秘めている。(意見等記入票)
△ 第2期実施計画期間において学級減となる高校の質の確保が課題となるため、第2期実施計画期間は現状維持するか、少人数学級編制を導入することが考えられる。 (意見等記入票)
(その他) 田名部高校と大湊高校を統合して新設校を配置する場合
○ 統合により7～8学級となることで、十分な教員が確保されることにより、難関大学の二次試験に向けて専門的な指導が期待できる。また、各部活動が部員数の増加により活性化し、むつ市の悲願である硬式野球部「むつ市から甲子園」の実現も期待できる。 (意見等記入票)
△ 県内で最大規模の高校となるため、統合校の設置場所等が課題となる。 (意見等記入票)

⑥ 三八地区
【学校規模・配置等】
(意見ア) 全ての学校を配置する場合
○ 三戸高校を含めた全ての学校が配置されることで、三戸町や田子町の中学生の通学環境が維持されるとともに、岩手県二戸市の中学生の選択肢の確保にもつながることが期待できる。
△ 学級減の対象校の検討に当たっては、五戸高校が募集停止になった影響を踏まえ、慎重に検討してほしい。
(意見イ) 三戸高校と名久井農業高校を統合して新設校を配置する場合
△ 現在、各高校が所在する町が中心となって高校の存続に向け魅力化に向けた取組を実施しているところであり、その取組により定員割れは改善していくのではないかと期待している。

(2) 全国からの生徒募集

意見	地区
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鯉ヶ沢高校へ導入する場合、県外生徒を意識した特色化を図ることで県外からの入学者を望める一方で、鯉ヶ沢町や近隣市町村の生徒の他地域への流出を加速させてしまう可能性があることを考慮した、現実的な視点も大事にすべきである。 	西北
<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入に伴い、地元の協力による下宿等の整備など生活環境の問題がある。 (意見等記入票) 	中南
<ul style="list-style-type: none"> ・ 黒石高校の情報デザイン科など、特色ある教育活動を行っている一方で定員割れしている学科に導入すれば良いのではないか。 	中南
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他県の生徒は親元を離れて高校へ進学することになるため、寮や下宿の整備など他県の生徒が衣食住で不便しない環境を整えることが必要である。 (意見等記入票) 	下北
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業という名称に抵抗がある生徒も多いため、名久井農業高校に導入する場合は、校名を変更してイメージアップすることも考えてはどうか。また、他県からではなく八戸市内からも生徒を呼び込む取組を進めていくべきと考える。 	三八

3 今後の予定

令和3年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区意見交換会委員から「地区意見交換会における主な意見」を県教育長へ報告
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期実施計画(案)公表 ・ パブリック・コメント及び地区懇談会実施 ・ 第2期実施計画決定

参 考 資 料

第 8 6 5 回定例会（令和 3 年 2 月）

- 報告第 1 号
新型コロナウイルス感染症クラスターの発生を踏まえた県立学校の感染
防止対策について

P 1 ~ P 5

青教ス第1042号
令和3年2月1日

各県立学校長 殿

青森県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

運動部活動に関連するクラスターの発生を踏まえた
学校の感染症対策について（通知）

県教育委員会では、昨年12月の県立高等学校における新型コロナウイルス感染症クラスターの発生を受け、各県立学校に対して、感染防止対策が徹底されているか点検の上、冬季休業終了後の対策に万全を期すようお願いするなど対応してきたところですが、その後も、県内の高等学校において、運動部活動に関連する新型コロナウイルス感染症クラスターが1月中に2件発生しました。

このことから、再びこのような事態が発生することを防止するための当面の対応として、2月28日（日）までの間における県立学校の部活動及び外部人材の活用等について下記のとおり取り扱うこととしました。

各学校におかれては、本通知の内容について教職員に周知するとともに、学校内での部活動の練習等の活動における感染防止対策についても適切に実施して下さるようお願いいたします。また、児童生徒及び保護者に対しても、本通知の内容を周知の上、学校外の活動においても感染防止に留意するよう指導願います。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に応じて変更する可能性があること、また、新型コロナウイルス感染症クラスターの発生を踏まえた教育活動実施上の留意事項については、追って通知する予定であることを申し添えます。

記

1 部活動について

(1) 対外試合等の禁止

原則として他校との試合（練習試合を含む。）及び合宿を禁止すること。

ただし、全国・東北大会等のように県予選を勝ち上がり、県の代表として参加するものについては、事前に会場となる地域（都道府県、市町村等）における感染状況及び対応制限等を確認の上、慎重に判断した上で参加できることとするが、参加にあたっては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、別途県教育委員会から発出する通知に基づき万全の感染防止対策を講じること。

(2) 練習等活動時の留意事項

① 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底

すること。

② 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティング、食事の際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

2 外部人材の活用について

外部人材の来校による直接の指導等は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信、オンライン等により実施すること。

3 大学受験、就職試験等に伴い移動する生徒への対応について

大学受験や就職試験等により、県内外を問わず遠方に出向く生徒については、以下の点に留意し、感染予防対策を十分講じるよう指導すること。

【参加する前までに】

- ① 厚生労働省新型コロナウイルス感染症接触アプリ「COCOA」を可能であればインストールし感染者が多い地域では必ず、起動させること。
- ② 旅行行程や宿泊先については学校でも把握しておくこと。

【参加した際は】

感染リスクを下げるために

- ① マスク等を着用すること。
- ② 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- ③ 換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ④ マスクを外す飲食の場所は、特に注意し、3密にならない場所や宿泊先の自室とするなど工夫すること。

【帰ってきたら】

- ① 2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医*に相談し、指示を仰ぐこと。

* かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

【担当】 ○ 学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)

○ 保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)

○ 教職員の勤務等服務に関すること

教職員課 人事制度グループ TEL 017-734-9892 (直通)

○ 放課後子ども教室に関すること

生涯学習課 地域連携推進グループ TEL 017-734-9890 (直通)